別表六の二（十七）付表　調整前個別帰属法人税額の計算に関する明細書

連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	

		円
個別所得金額に係る連結法人税個別帰属額	1	
中小連結法人の試験研究費に係る法人税額の特別控除に係る個別帰属額 （別表六の二(四)「16」）×｛別表六の二(四)付表「5」／別表六の二(四)付表「6」 又は 別表六の二(四)付表「11」／別表六の二(四)付表「12」｝	2	
特別試験研究費に係る法人税額の特別控除に係る個別帰属額 （別表六の二(五)「5」と「10」のうち少ない金額）×（別表六の二(五)付表「12」／別表六の二(五)付表「3」） ＋（（別表六の二(五)「10」）－（別表六の二(五)「5」と「10」のうち少ない金額））×（別表六の二(五)付表「1」－「12」／別表六の二(五)付表「2」－「3」）	3	
試験研究費の増加額等に係る法人税額の特別控除に係る個別帰属額 ｛（別表六の二(六)「10」）×別表六の二(六)付表「3」／別表六の二(六)付表「4」｝ 又は ｛（別表六の二(六)「18」）×別表六の二(六)付表「8」／別表六の二(六)付表「9」｝	4	
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に係る個別帰属額 （別表六の二(八)「8」＋「16」）	5	
中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に係る個別帰属額 （別表六の二(九)「8」＋「17」＋「25」）	6	
沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に係る個別帰属額 （別表六の二(十)「9」＋「17」）	7	
沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に係る個別帰属額 （別表六の二(十一)「7」）	8	
地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に係る個別帰属額 （別表六の二(十四)「9」）	9	
地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除に係る個別帰属額 （別表六の二(十五)「9」）	10	
特定地域基準雇用者数に係る法人税額の特別控除に係る個別帰属額 （別表六の二(十六)「12」）×別表六の二(十六)付表一「12」／別表六の二(十六)「6」	11	
地方事業所基準雇用者数に係る法人税額の特別控除に係る個別帰属額 （別表六の二(十六)「30」）×｛別表六の二(十六)付表一「17」／各連結法人の別表六の二(十六)付表一「17」の合計 又は 別表六の二(十六)付表三「8」／別表六の二(十六)付表三「9」｝	12	
地方事業所特別基準雇用者数に係る法人税額の特別控除に係る個別帰属額 （別表六の二(十六)「36」）×別表六の二(十六)付表一「36」／別表六の二(十六)付表三「11」	13	
特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除に係る個別帰属額 （別表六の二(十八)「8」＋「16」）	14	
中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に係る個別帰属額 （別表六の二(十九)「9」＋「17」）	15	
雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に係る個別帰属額 （別表六の二(二十)「20」）×｛別表六の二(二十)付表「6」／各連結法人の別表六の二(二十)付表「6」の合計 又は 別表六の二(二十)付表「10」／別表六の二(二十)付表「11」｝	16	
生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に係る個別帰属額 （別表六の二(二十一)「13」）	17	
復興産業集積区域等において機械等を取得した場合等の法人税額の特別控除に係る個別帰属額 （別表六の二(二十二)「14」＋「22」）	18	
復興産業集積区域等において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除に係る個別帰属額 ｛（別表六の二(二十三)「17」）×別表六の二(二十三)「3」／別表六の二(二十三)「12」｝ 又は ｛（別表六の二(二十三)「17」）×別表六の二(二十三)「7」／別表六の二(二十三)「14」｝	19	
連結親法人が中小連結親法人以外の場合の調整前個別帰属法人税額 （別表六の二(十七)「5」）＋(1)－(5)－(6)－(7)－(8)－(14)－(15)－(18)－(19)	20	
連結親法人が中小連結親法人の場合の調整前個別帰属法人税額 （別表六の二(十七)「5」）＋(1)－(2)－(3)－(4)－(5)－(6)－(7)－(8)－(9)－(10)－(11)－(12)－(13)－(14)－(15)－(16)－(17)－(18)－(19)	21	

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）